

M&Aにおける表明保証 契約の活用

税理士 尾川 望

事例1 平成18年9月8日国税不服審判所 裁決 事案の概要

▶ 甲社（株式譲受人・請求人）



- ①F社株式
- ②条件不成就
- ③金員←課税対象か？

▶ E社（株式譲渡人）

利益・資産・負債に関する一般的な表目保証条項

- ▶ 計算書類等：基本合意書第〇条による調査の結果判明した事項を除き、対象法人が、買主に対して交付した対象法人の貸借対照表及び損益計算書（試算表を含む。）は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に従って作成されており、各作成基準日時点における対象法人の財政状態及び経営成績を適正に示していること。
- ▶ 資産等：対象法人は、対象事業を円滑に営むために必要かつ十分な有形・無形の資産（不動産、動産、契約を含むが、これに限られない。）を全て所有し、又はかかる資産を適法に使用する権利を有していること。
- ▶ 債務及び負債：対象事業に関して偶発債務は存在せず、また、基本合意書第〇条による調査の結果判明した事項を除き、簿外債務及び引当・償却不足は存在しないこと。

本件における表明保証契約（債権回収）

- ▶ 本件株式の売買代金の総額は、表明及び保証が真実であること並びに予想利益に関する確認を前提として〇〇〇〇円とする
- ▶ 平成12年3月末日（以下「基準日」という。）現在の対象会社の財務諸表は、公正な会計慣行に従って基準日現在の対象会社の財務状況及び事業の結果を適正に表示している。
- ▶ 基準日現在、対象会社の有する債権は、基準日以降通常の業務過程で約定どおり回収される。

本件における表明保証条項（利益）

- ▶ （イ）譲渡人は、請求人に対し、譲渡人が請求人に提示した対象会社の上記期間中の予想利益の見積りが、実現可能性を含め適正になされたものであることを保証した。
- ▶ （ロ）本件株式の売買代金は、（イ）の保証を前提として算定されている。
- ▶ （ハ）上記期間中に対象会社が現実獲得した利益が、上記（イ）の見積りを下回るときは、本件覚書の約定に従い本件株式の売買代金を減額し、譲渡人は、請求人に対し、当該金額に相当する金員を返還する。

売買代金の算定の前提

- ▶ 基準日現在、対象会社の有する債権は、基準日以降通常の業務過程で約定どおり回収されること。
- ▶ 譲渡人が請求人に提示した対象会社の上記期間中の予想利益の見積りが、実現可能性を含め適正になされたものであること

代金の減額に関する規定

- ▶ 表明及び保証項目のいずれかが真実に反する結果、対象会社の資産の減少若しくは負債の増加又はその他の不利益の発生により請求人が損害を被ったときは、発生額に課税効果を勘案して計算した金額に、本件株式が対象会社の発行済株式総数に占める割合である0.8を乗じた価額をもって請求人に生じた損害と推定し、本条第1項に基づく株式代金の減額は、請求人に生じた損害（原因が複数の項目に渡るときは、その合算額）が〇〇〇〇円を超えたときに行われ、当該超過額をもって本件株式の売買代金の減額価額とし、当該金額を譲渡人は請求人に返還する。

金員返還に対する課税庁の評価

- ▶ 当該金員は益金算入されるべきもの。
- ▶ 一般に、株式の売買の当事者間で売買が成立したということは、その売買価額が確定したということであり、その後企業価値が変動し、当該株式の価額が増減したとしても、当該確定した売買の価額は変更されるものではない。
- ▶ 当該金員は、提示した予想利益に満たない利益しか上げられなかったこと及び既存債権の回収という前提条件が満たされなかったことに対する一種の補填にすぎない。

請求人（納税者）の反論

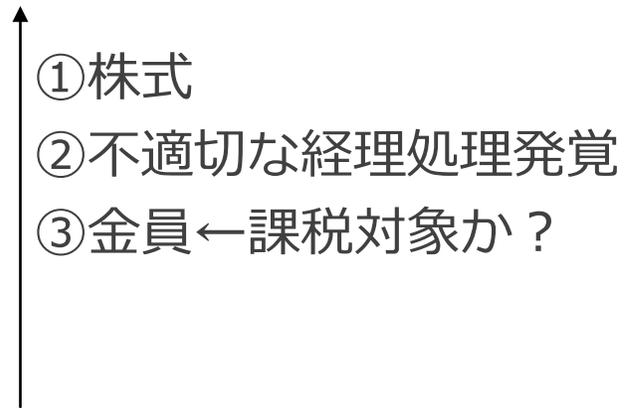
- ▶ 本件金員は益金にあたらなない。
- ▶ 契約書第に定める金額は、以下の二つの要件が充足されるまで確定していない。
 - 〔1〕本件覚書第3条に定める予想利益が達成されること。
 - 〔2〕本件覚書第12条第3項に定める既存債権のすべてが約定どおり弁済されること。
- ▶ したがって、本件金員は損失の補填にはあたらない。

審判所の判断

- ▶ 本件金員の支払の趣旨及び算定方法は、請求人と譲渡人の合意に基づき適正に締結された本件契約書及び本件覚書において定められている。
- ▶ そこには評価時点での既存債権の回収と、今後7年間の利益保証をもとに売買代金が計算されたものであることが明記されている。
- ▶ 上記債権回収と利益確保が評価の大きな要因ではあるが、売り手と買い手の意見が食い違ったことから、将来一定の事象が生じたら代金の減額をすることで合意形成されたことが書面で残されている。
- ▶ 減額の際の計算方法も定められている。
- ▶ 二つの前提条件の達成いかんで売買価額が変動することも含めて売買当事者間で合意したものであると認められるため、原処分庁の主張は採用できない。

事例2 東京地裁令和2年8月9日判決 事案の概要

▶ 株式譲受人・請求人



▶ 株式譲渡人

本件和解条項等一覧表

	本件別訴原告ら 条項案 (乙29 [13, 14枚目])	本件別訴裁判所修正案 (甲21 [2~4枚目])	本件和解条項 (甲5)
2項	原告[マ]と被告 ら[■氏及び■ 氏]及び補助参加人 [■氏]は、前項 の解決金の支払は、 原告エムスリーに よる原告メビク スの株式の取得対 価が過大であった ことを理由とする ものであることを確 認する。	(原告ら案) 原告[マ]と被告ら[■氏及び■氏] 及び補助参加人[■氏]は、前項の解決 金の支払は、原告エムスリーによる原告メ ビクス[中略]の株式の取得対価が過大 であったことを理由とするものであること を確認する。 (被告ら案) 原告[マ]と被告ら[■氏及び■氏] 及び補助参加人[■氏]は、前項の解決 金の支払は、原告エムスリーによる原告メ ビクス[中略]の株式の取得対価の算定 過程の合理性の有無を主たる争点とする紛 争を解決することを目的とするものである ことを確認する。	原告らと被告ら [■氏及び■ 氏]及び補助参加人 [■氏]は、前項 の解決金の支払は、 原告エムスリーによ る原告メビクス [中略]の株式の取 得対価が過大であっ たことを理由とする ものであることを確 認する。

(注：[]内は裁判所による注記である。)

主たる争点

- ▶ 本件解決金の額が本件事業年度の益金の額に算入すべき金額であるか否か



- ▶ 本件解決金が、損害賠償金として支払われたものであるか
- ▶ 株式の取得対価の返金として支払われたものであるか

原告（納税者）の主張

売買代金の減額に関する税務実務の取扱い

固定資産又は減価償却資産について取得対価の返還が合意された場合には、
法人税の解釈実務上、返還分として受け取った金員は当該資産の取得価額の減額と取り扱われている。



有価証券の売買においても適用されるべきものである。

国税不服審判所平成18年9月8日裁決も取得価額の減額であるとしている。

本件も代金の減額処理とするべきである。

被告（課税庁）の主張

売買代金の減額に関する税務実務の取扱い

本件通達本件質疑応答事例は、いずれも有価証券を対象とするものではない。

平成18年判決は、有価証券の相対取引の事例であり、公開買付けの方法による本件とは事案が異なる。

裁判所の判断

売買代金の減額に関する税務実務の取扱い

本件解決金の法的性質が、
本件株式の売買代金の減額分を返還するものと認められるのであれば、
本件解決金に相当する金額は、本件D氏所有株式の取得価額から
減額する処理をすることが許される。

企業買収分野を取り扱う弁護士であれば、
表明保証条項違反に基づく補償については損害賠償と取得価額の減
額の双方の可能性があり、
後者であれば当該補償金に対して課税されないこととなることを知って
いた可能性が十分にあった。

原告の主張

和解調書の記載に基づく検討

「本件和解条項の第2項の趣旨は、
本件解決金の私法上の法的性質を株式取得対価の過大分を減額するものとする
ことにより、本件解決金に対する課税を避けることにあった。

原告ら案でなければ税務上の理由から本件和解に合意できないことは、
本件別訴裁判所を通じて明確にD氏らの代理人に伝わり、
同人らは、原告ら案の趣旨を十分に了解した上で本件和解に応じたものである。



本件和解の内容は、本件D氏所有株式の売買代金の減額分の返還として本件解
決金を支払う旨の合意であると解するほかない。

被告の主張

和解調書の記載に基づく検討

- ▶ 本件和解は、損害賠償請求権である訴訟物を前提に行われたといえる。
- ▶ 本件別訴において、本件D氏所有株式に係る購入の代価を返還することが請求の原因とされたことはないし、本件和解調書においてもその旨の記載はない。
- ▶ 本件解決金が本件D氏所有株式に係る購入代価を返還するものであるとすれば、本件解決金の支払義務はD氏のみが負うべきものであるところ、本件和解条項において、本件解決金はD氏らが連帯してその支払義務を負うものと記載されており、本件解決金の性質を上記のように解することは本件和解条項の文言と齟齬する。
- ▶ したがって、「連帯債務という法律構成を選択したことは、株式の購入代価を返還するものとみることよりも損害賠償金とみることと整合するものといえる

裁判所の判断

和解調書の記載に基づく検討

本件解決金の支払理由は原告による株式の取得対価が過大であったことである旨確認する趣旨の条項がある



株式の売買代金の減額分であることと整合する事情。

対象となる株式を本件D氏所有株式に限定していない。



本件D氏所有株式の売買代金の減額分であることと整合しない。

D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するのであれば、その支払義務は本来的には売主であるD氏のみが負うもの



D氏とE氏及びF氏の支払義務は、
区別されることなく全体として一つの連帯債務として構成



売買代金の減額分返還と不整合

原告の主張

本件和解の経緯等に基づく検討

被告ら案



本件解決金に課税される。

原告ら案



本件解決金に対し課税されない可能性が高い。

このような説明の下原告ら案が採用され、本件和解が成立。



本件解決金は株式の売買代金の減額分を返還するものであると考えるほかない。

被告の主張

本件和解の経緯等に基づく検討

- ▶ D氏において、本件別訴原告らの提案が税務上の理由にあることを認識したとしても、和解成立のために原告が提案する文言を受入れる以上に、原告への課税が回避される法的構成に合意しなければならない理由はない。
- ▶ D氏らは、和解成立を優先させる意向から本件別訴原告らの案の変更を求めなかったものである。
- ▶ 本件D氏所有株式の購入代価を返還するものとして本件解決金を支払う旨の合意がされたとは認められない。

裁判所の判断

本件和解の経緯等に基づく検討 1

- ▶〔1〕本件別訴の訴訟物は取締役の対第三者責任等による損害賠償請求権であること、
- ▶〔2〕本件解決金の額が僅少なものであるとはいえないこと、
- ▶〔3〕第2回和解期日において、D氏らと本件別訴裁判所は、本件解決金のD氏ら各自の負担部分について協議していること、
- ▶〔4〕本件別訴D氏上申書には解決金支払の理由について確認した経緯はない旨の記載があること等



損害賠償金であると認識していたとみるのが自然

裁判所の判断

本件和解の経緯等に基づく検討 2

- ▶ 本件別訴裁判所から本件和解成立に至るまでの間、D氏らにおいて、本件解決金につきE氏及びF氏が本来的に債務を負担しないことを前提とした検討がされた形跡はない。
- ▶ E氏及びF氏は、原告に対し、本件解決金としてそれぞれ1000万円を支払っている。

裁判所の判断

本件和解の経緯等に基づく検討 3

- ▶ 本件別訴における訴訟物には譲渡価格の調整（減額）としての**表明保証条項違反の補償金請求が含まれていない。**
- ▶ 第4回和解期日の席上における原告ら案の意図の説明は、本件解決金に対し課税されることを避けるものである旨にとどまり、**譲渡価格の調整としての表明保証条項違反による補償金（売買代金の減額分）であるといった法的構成の下に本件解決金の支払を求める旨の明確な表示があったとはいえない。**
- ▶ 本件解決金の法的性質が本件D氏所有株式の売買代金の減額分を返還するものであると認識した上で、このような性質の金員としてこれを支払うことについてまで合意したものは認められないというべきである。

検討

- ▶ 裁判上の和解の性格は和解調書の文言のみならず、和解の経緯なども参酌しつつ判断され、その中で課税関係が検討される。
- ▶ **18年裁決との違い**
- ▶ 平成18年裁決で問題となった金員の支払いは、表明保証契約に基づくもの。
- ▶ 「解決金」の支払い請求を受けたのが株式譲渡人だけなのか、それ以外の者も含まれるのか。
- ▶ 表明保証契約に基づく請求の有無

トラブル防止のために

- ▶ ①「解決金」の性格は和解調書の文言だけでなくその過程まで留意する必要がある。
- ▶ ②デューデリジェンスで不安が残った場合、できるだけ具体的な形で表明保証条項を作成する。
- ▶ ③M&A成立後に問題が発覚した場合、表明保証条項に基づく請求を行い、当該請求が売買代金の減額請求であることを明確にする。